

# 「海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域 公募占用指針（改訂案）」に関する意見募集について

令和7年3月28日  
経済産業省資源エネルギー庁  
国土交通省港湾局

## 1. 意見公募の趣旨・目的・背景

経済産業省及び国土交通省は、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（以下「再エネ海域利用法」という。）」に基づき、これまで、「長崎県五島市沖」、「秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖」、「秋田県由利本荘市沖（北側・南側）」、「千葉県銚子市沖」、「秋田県八峰町及び能代市沖」、「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」、「新潟県村上市及び胎内市沖」、「長崎県西海市江島沖」、「青森県沖日本海（南側）」、「山形県遊佐町沖」を海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域（以下「促進区域」という。）として指定し、海洋再生可能エネルギー発電事業を行うべき者を公募により選定してまいりました。

こうした中、昨今の世界的なインフレ等の事業環境の変化から、世界では洋上風力発電事業の中断等が発生しております。このため、このような事業環境下であっても、洋上風力発電に係る電源投資を確実に完遂させる観点から、2024年9月から経済産業省・国土交通省に設置した洋上風力合同会議（※）を複数回開催し、有識者から様々な意見をいただきながら議論を重ねてきました。その上で、2025年1月29日に「一般海域における占用公募制度の運用指針」を改訂しました。

本運用指針改訂に基づき、これまでに策定した公募占用指針の改訂案を作成いたしました。

については、広く国民の皆様からも意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない意見を下さいますようお願い申し上げます。

※「総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ」「交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会」合同会議

## 2. 意見公募の対象

- ・ 「長崎県五島市沖海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域公募占用指針（改訂案）」及び「記載要領及び様式集（改訂案）」
- ・ 「秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域公募占用指針（改訂案）」及び「記載要領及び様式集（改訂案）」
- ・ 「秋田県由利本荘市沖（北側・南側）海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域公募占用指針（改訂案）」及び「記載要領及び様式集（改訂案）」
- ・ 「千葉県銚子市沖海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域公募占用指針（改訂案）」及び「記載要領及び様式集（改訂案）」
- ・ 「秋田県八峰町及び能代市沖」、「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」、「新潟県村上市及び胎内市沖」、「長崎県西海市江島沖」海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域公募占用指針（改訂案）」及び「記載要領及び様式集（改訂案）」
- ・ 「青森県沖日本海（南側）」、「山形県遊佐町沖」海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域公募占用指針（改訂案）」及び「記載要領及び様式集（改訂案）」

### 3. 資料入手方法

- (1) 電子政府の総合窓口「e-Gov (<http://www.e-gov.go.jp/>)」における掲載
- (2) 窓口での配布

経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課  
風力政策室（東京都千代田区霞が関 経済産業省別館4階）  
国土交通省港湾局海洋・環境課海洋利用開発室（東京都千代田区霞が関 合同庁舎3号館8階）

※可能な限り（1）にて資料を入手いただきますようお願いいたします。

### 4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和7年3月28日（金）～令和7年4月27日（月）必着

### 5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

- (1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」  
電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)  
の意見提出フォームから御提出ください。
- (2) 郵送  
意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記の住所宛にお送り下さい。  
住所：〒100-8918  
東京都千代田区霞が関2-1-3  
国土交通省港湾局海洋・環境課海洋利用開発室  
パブリックコメント担当 あて
- (3) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）  
意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。  
メールアドレス： [hqt-offshorewind-publiccomment★gxb.mlit.go.jp](mailto:hqt-offshorewind-publiccomment★gxb.mlit.go.jp)  
（「★」を「@」に置き換えて御利用ください）  
（電子メールの件名を「海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域公募  
占用指針（改訂案素案）」に対する意見」として下さい。）  
※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。  
※ 可能な限り、Word形式で提出いただきますようお願いいたします。

### 6. その他

皆様からいただいた意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

提出いただきました意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電

話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。